

平成 26 年 5 月

# テレビ愛知の地上デジタル放送終了について

松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社

平素は、当社テレビサービスをご利用頂きまして、誠に有難うございます。

さて、テレビ愛知の地上デジタル放送につきましては、皆様の地域で継続的に放送ができるよう、関係機関に対し度重なる要望と協議を重ねてまいりましたが、一部の地区におきましては正式に合意を得る事が出来ませんでした。

当社ではご加入者様のテレビ愛知の視聴習慣を保護する観点から、総務省の専門機関である電気通信紛争処理委員会にあっせん申請を行い、テレビ愛知と当社があっせん委員を仲介役とし、再放送問題の解決に向け協議を行った結果、激変緩和措置として平成 26 年 9 月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）までの放送実施を得る事が出来ました。

その後も激変緩和措置地域（下記対象地区）の恒久的な再放送を実現するため、当社では引き続きテレビ愛知および地元放送局と協議を重ねて参りましたが、地元放送局の理解を得ることが非常に困難であり、地元放送局の了解を条件とするテレビ愛知からは放送継続に必要な再放送同意書を得る事が不可能となりました。

この様な状況につき恒久的なテレビ愛知の放送継続が困難でありますので、誠に申し訳ございませんが激変緩和措置期限である平成 26 年 9 月末日を以ってテレビ愛知の地上デジタル放送を終了とさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

テレビ愛知（地上デジタル放送） 放送終了日時

平成 26 年 9 月 30 日（火） 24：00 を以って放送を終了いたします。

（対象地区）

多気郡多気町の一部（旧勢和村全域）・多気郡大台町全域・度会郡大紀町全域・  
志摩市浜島町全域・志摩市阿児町全域・志摩市大王町全域・志摩市志摩町全域

以上